

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第409号

令和元年6月25日

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施について（通達）

全国的に幼児等が犠牲となる交通死亡事故が続発している昨今の事故情勢を受け、現在、各警察署においては、「子供を交通事故から守るための緊急道路点検の実施について（通達）」（令和元年5月21日付け熊交規第357号。以下「5・21通達」という。）に基づく点検活動を実施しているところであるが、今般、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「対象施設」という。）を所管する又は担当する機関（以下「所管機関」という。）に対して、別添1の文書が発出され、今後は所管機関及び対象施設が主体となり、警察や道路管理者と連携し、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施することとなった。

これを踏まえ、各警察署においては、所管機関や対象施設、道路管理者と連携し、下記のとおり、緊急安全点検を実施するとともに、実効性のある交通安全対策が行われるよう配慮されたい。

記

1 点検実施期間

令和元年9月30日（月）までに緊急安全点検を実施すること。

2 点検実施対象

対象施設に通う未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下同じ。）を点検の対象とする。

3 緊急安全点検の実施要領

(1) 所管機関による日程調整等

所管機関から各警察署に対し、対象施設があらかじめ実施した未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検の結果に基づき、危険箇所として抽出されたものに係る情報が提供されるとともに、これを踏まえた所管機関、対象施設、警察及び道路管理者による緊急安全点検の日程等に係る調整がなされるので、可能な限り速やかに点検が実施されるよう、調整を行うこと。

(2) 緊急安全点検の実施

各警察署は、前記(1)の調整に基づき、所管機関、対象施設及び道路管理者と共に未就学児が日常的に集団で移動する経路における緊急安全点検を実施すること。

なお、点検においては、実際に集団で移動する未就学児やこれを引率する関係者の目線に立った点検を行うよう努めること。

(3) 対策の検討及び実施

緊急安全点検の結果を踏まえ、所管機関、対象施設及び道路管理者と必要な対策及びその有効性、実施の可否等について検討・調整した上で、可能な限り速やかに所要の措置を講ずること。

なお、対策メニューの検討に当たっては、交通安全施設等の整備や交通規制の実施、交通指導取締りのみならず、広い視点をもって、対象施設の関係者、交通ボランティア等による保護活動の実施や経路の変更等を含め、ハード・ソフトの両面から有効な対策を検討すること。

4 点検時の留意事項

- (1) 今般の緊急安全点検については、所管機関が多岐にわたることから、各自治体ごとに設置されている「通学路安全推進会議（協議会）」に所管機関を加えるなど、点検活動が効率的かつ円滑に実施されるよう努めること。
- (2) 点検の結果、周辺に生活道路が集積しており、通過交通の速度抑制が必要と認められる場合には「ゾーン30」の整備を積極的に検討すること。
- (3) 緊急安全点検の結果や対策の実施状況については、関係機関と連携の上、インターネットや広報誌等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。
- (4) 緊急安全点検の結果、防犯面における対策メニュー案の提示があった場合は、関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

5 報告要領

(1) 緊急安全点検の実施状況等（第一次報告）

令和元年9月30日現在における緊急安全点検結果のうち、警察において何らかの交通安全対策を講ずることとなった箇所について、別記様式「緊急安全点検結果」により報告すること。

(2) 交通安全対策の実施状況（第二次報告）

令和2年1月31日現在における警察が講ずるべき安全対策の進捗状況について、第一次報告の内容を修正の上、報告すること。

(3) 報告期限

ア 第一次報告

令和元年10月15日（火）

イ 第二次報告

令和2年2月14日（金）

(4) 報告時の注意点

ア 実施報告については、対象施設、各道路管理者がそれぞれのとりまとめ機関を経由して、内閣府、厚生労働省、文部科学省、国土交通省、警察庁にそれぞれ報告することとなっていることから、各市町村における所管機関と相互に内容の調整及び確認を必ず行い、整合性を確保すること。

イ 既に保育所等や道路管理者と連携した未就学児の移動経路について、独自に

道路点検等を実施している場合は、本通達に基づく緊急安全点検として併せて計上することができるが、その場合には、所管機関に対しても、その旨の情報提供を行うこと。

また、本通達による緊急安全点検箇所と「5・21通達」による点検箇所が、重複する場合であっても、報告を省略しないこと。

6 その他

- (1) 「5・21通達」による緊急道路点検は、引き続き実施すること。
- (2) 参考として、本通達に基づく緊急安全点検のチャート図を添付する（別添2）。

※ 別添、別記様式（略）